地域安全ニュース

ふ る さ と

冬　　号

令和6年（2024年）度

守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会　TEL:077(582)1119
情報提供：守山警察署　TEL:077（583）0110

令和6年（2024年）11月から道路交通法の一部が改正され

自転車での違反が罰則の対象に！

今回の道路交通法改正では、自転車に関わる法律の一部が改正され、自転車での「ながらスマホ」や「飲酒運転」は厳罰化され処分されることになりました。**危険行為ですので絶対にやめましょう！**

■自転車運転中の「ながらスマホ」に対する罰則

自転車運転中に、スマホに触れたり、画面を見たりする「ながらスマホ」は、大変危険です。スマホを手で持って画面をみたり、自転車に取り付けたスマホの画面を見ることも罰則の対象となります。

◆禁止事項

〇自転車運転中にスマホで通話すること（ハンズフリー装置を併用する場合等を除く）

〇自転車運転中にスマホに表示された画面を注視すること

※どちらも自転車が停止しているときを除く

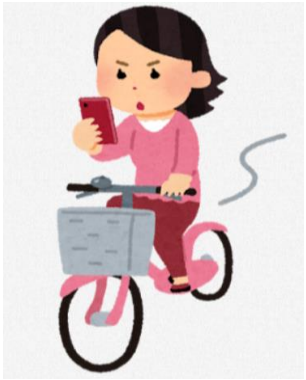

◆罰則内容

〇自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合

6か月以下の懲役または10万円以下の罰金

〇自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役または30万円以下の罰金

■自転車の酒気帯び運転、ほう助に対する罰則

飲酒して自転車を運転することは禁止されており、これまでは酩酊状態で運転する「酒酔い運転」のみ処罰の対象でしたが、道交法改正により「酒気帯び運転」（血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上または呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で運転すること）についても罰則の対象となります。また、自転車の飲酒運転をする恐れのある者に酒類を提供したり、自転車を提供したりすること（酒気帯び運転のほう助）も罰則の対象となります。

◆禁止事項

〇酒気を帯びて自転車を運転すること

〇自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供すること

〇自転車の飲酒運転をするおそれがある者に自転車を提供すること

〇自転車の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自転車で自分を送るよう依頼して同乗すること

◆罰則内容

〇酒気帯び運転　3年以下の懲役または50万円以下の罰金

〇自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供し、その者が自転車の酒気帯び運転をした場合

酒類の提供者に2年以下の懲役または30万円以下の罰金

〇自転車の飲酒運転をするおそれがある者に自転車を提供し、その者が自転車の酒気帯び運転をした場合

自転車の提供者に3年以下の懲役または50万円以下の罰金

〇自転車の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自転車で自分を送るよう依頼して同乗し、自転車の運転者が酒気帯び運転をした場合

同乗者に2年以下の懲役または30万円以下の罰金

※今号は、印刷費等の経費削減を目的に各市のホームページ掲載のみにしています。

特殊詐欺の被害に遭わないために・・・

＝特殊詐欺の手口を知り、騙されないようにしましょう！＝

私は騙されない！

そう思っている方が多いと思います。最近の特殊詐欺の傾向は、そんな方を騙すような手口になっています。

特殊詐欺とは

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼をさせ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法で、不特定多数の者から現金等をだまし取る行為（現金等を脅し取る恐喝および隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称です。

特殊詐欺は下記の10種類に分類されています。こんなキーワードが出てきたら要注意です！

種　類	手　口	キーワード	対処法
オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭をだまし取る	風邪をひいていて、声が変わった 今すぐ現金が必要になった 会社の金を横領した	家族や親族に確認する 家族間で「合言葉」を決めておく
預貯金詐欺	親族、警察官、銀行員などを装い、キャッシュカードをだまし取る	貴方の口座が犯罪に利用されています キャッシュカードの交換が必要です	キャッシュカードは他人に渡さない
架空料金請求詐欺	メールやはがきで未払いの料金があるなど架空の事実で金銭をだまし取る	有料サイトの未納料金があります 振り込んで頂かないと法的手段をとります	ハガキなどに書いてある連絡先に電話をかけない 個人情報を他人に教えない
還付金詐欺	税金の還付などに必要な手続きを装って被害者にATMを操作させ、犯人の口座に現金を振り込ませる	ATMで還付金を受け取る手続きができます レターパックで現金を送ってほしい	ATMで還付金の手続きはしない 宅配便やレターパック、ゆうパックでは現金は送らない
融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金などの名目で金銭をだまし取る	融資するためには保証金が必要です	融資に補償金は支払わない
金融商品詐欺	架空または価値の乏しい証券や高価な物品などに関する偽情報を提供し、その購入名目などで金銭などをだまし取る	将来必ず価値が上がります	おいしい投資話は信じない
ギャンブル詐欺	不特定多数の者に同じ内容のメールを送信するなどして、会員登録料や情報料などお金をだまし取る	攻略法をお教えします ロト6などの当選番号を教えてあげます	ギャンブルに係る情報料は支払わない
交際あっせん詐欺	「女性紹介」などと記載したメールを送信するなどし、会員登録料金や保証金の名目で金銭などをだまし取る	メールや雑誌、SNSなどで女性を紹介し、登録料を支払ってください。	メールなどでの紹介には騙されないようしましょう。＝ロマンス詐欺
キャッシュカード詐欺盗	警察官や銀行員、大手百貨店職員などを装って電話をかけ、自宅に赴き、被害者の隙を見て被害者のキャッシュカードを盗み取る	今から職員が家に伺うのでキャッシュカードを見せてほしい　など	金融機関や警察、役所と名乗る人に電話や訪宅で暗証番号を教えない
その他の特殊詐欺	上記のいずれにも該当しない特殊詐欺		詐欺と思ったら警察へ相談

県内における特殊詐欺発生状況

（令和6年11月末現在）

【被害件数】

281件（前年比：＋15件）

うち高齢者117件　（前年比：－44件）

【被害総額】

約7億3,700万円　（前年比：＋約1億1,300万円）

うち高齢者約3億7,300万円　（前年比：－約3,600万円）

守山署管内における特殊詐欺発生状況

（令和6年11月末現在）

【被害件数】

30件（前年比：±0件）

うち高齢者　18件（前年比：＋1件）

【被害総額】

約　9,750万円（前年比：－1,340万円）

うち高齢者　約　7,171万円　（前年比：－1,352万円）

特殊詐欺は、高齢者だけが、被害に遭うものではありません！

令和6年度被害年齢別	
～20歳代	52 人
30歳代	31 人
40歳代	25 人
50歳代	36 人
60歳～64歳	20 人
65歳～69歳	44 人
70歳代	44 人
80歳代	28 人
90歳代～	1 人
計	281 人

データ：滋賀県警察本部/守山警察署